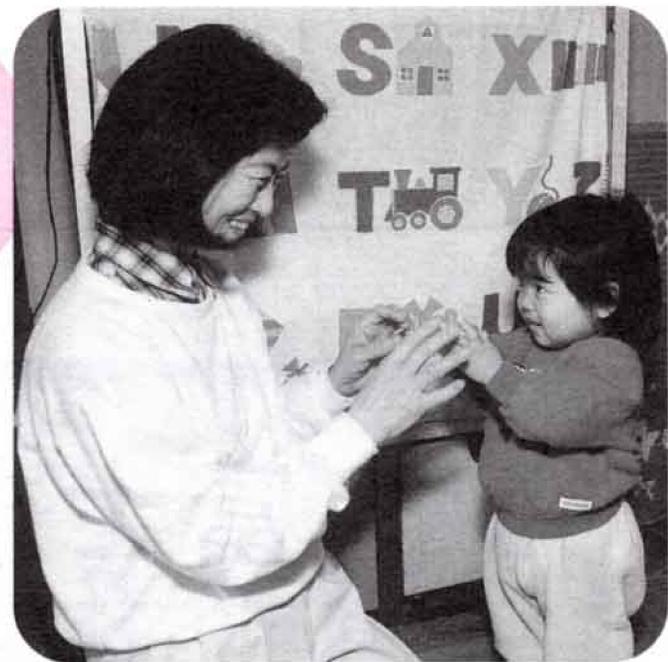


4月から新しい子育て支援事業がスタート

保育ママ事業

保育ママ事業は、保育に適した人に「保育ママ」として保育を委託し、在宅で児童を預かる事業です。保育園への入園希望があって空き待ちしている児童の解消や、保護者の入院などで一時的に保育できなくなった児童への保育などさまざまな保育需要にこたえます。

市では、4月から保育ママになりたい人、保育ママ事業を利用したい人の申し込みを受け付けています。



◎ 保育ママの要件は？

- 市内在住の20～59歳の人
- 原則として保育士、看護婦(士)、保健婦などの資格を持っている人
- 心身ともに健康で子育てに理解と熱意があること
- 自宅などに一定基準を満たした部屋が確保できること



◎ 保育時間は？

月～土曜日(祝日、年末年始を除く)
※1日につき8時間の保育が原則となります。

◎ 対象となる子供は？

3歳未満の保育に欠ける児童で、保育ママが同時に保育できるのは3人以内です。

◎ 保育場所は？

防災、安全、衛生面などに配慮した自宅などの保育専用室で保育します。



◎ 保育の費用などは？

- 保育ママへの委託金
児童1人当たり月額 6万6,000円
- 保護者負担額
富士市保育料徴収額表の該当額の80%に相当する額

申し込み・問い合わせ

児童福祉課 内線2329

富士市乳幼児医療費助成制度

4月1日から制度が改正

通院の場合、3歳未満までが助成対象になりました

市では、小学校入学前の乳幼児が病気やけがで医療機関で受診したとき、医療費の一部や入院時の食事療養費を助成しています。

通院の場合、今まで2歳未満までが助成の対象でしたが、4月1日から3歳未満までが対象となりました。

制度の改正に伴い、3月末日で有効期限の切れる人、新たに対象になった人に新しい受給者証を送付しました。該当しているのに届かない人は、児童福祉課へご連絡ください。

	通院の場合	入院の場合	
対象	0～3歳未満	0～3歳未満	3歳～小学校就学前
		1日からの入院	継続して8日間以上の入院
自己負担金	1回 500円 500円に満たない場合はその額。1か月4回が限度で5回目以降は自己負担金なし	1日 500円	
	処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありせん		

問い合わせ 児童福祉課 内線2328